

届出が必要な施設について

- ・施設は設置されているものを対象とし、移動式のもの是对象外となります。
- ・ある施設で法律及び県条例の両方の届出要件を満たしている場合は、法律のみ届出してください。
- ・施設の規模において、「原動機」と「動力」の解釈に注意してください。
「原動機」：原動機1台あたりの定格出力、「動力」：施設1台当たりの原動機の動力の合計
- ・1kw=1.36馬力(PS)=1.34馬力(HP)、1重量トン=9.8キロニュートン

1. 特定施設一覧表（騒音）

施設名又は作業名	騒音規制法(施行令第1条別表第1)		県条例(施行規則第9条別表第6)	
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
圧延機械	1-イ	原動機の定格出力の合計が ^g 22.5kw以上のも	1	動力が ^g 22.5kw以上のも
製管機械	1-ロ	すべてのもの	2	すべてのもの
ベンディングマシン	1-ハ	ロール式に限る 原動機の定格出力の合計が ^g 3.75kw以上のも	3	動力が ^g 3.75kw以上のも
液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除くすべてのもの	4	矯正プレスを除くすべてのもの
機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力が ^g 294 キロニュートン以上のも	5	呼び加圧能力が ^g 30t以上のも
せん断機	1-ヘ	原動機の定格出力の合計が ^g 3.75kw以上のも	6	すべてのもの
鍛造機	1-ト	すべてのもの	7	すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべてのもの	8	すべてのもの
ブラスト	1-リ	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く	9	すべてのもの
タンブラー	1-ヌ	すべてのもの	10	すべてのもの
切断機	1-ル	と石を用いるものに限る	—	
空気圧縮機	2	原動機の定格出力が ^g 7.5kw以上のも		
圧縮機※空調機及び冷凍機用も該当	—		11	動力が ^g 7.5kw以上のも
送風機※空調機用も該当	2	原動機の定格出力が ^g 7.5kw以上のも	12	動力が ^g 3.75kw以上のも
破砕機又は摩砕機	3	土石用又は鉋物用に限る 原動機の定格出力が ^g 7.5kw以上のも	13	すべてのもの(土石用、鉋物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造の用に供するものは動力が ^g 7.5kw以上のも)
ふるい又は分級機		土石用又は鉋物用に限る 原動機の定格出力が ^g 7.5kw以上のも	14	動力が ^g 7.5kw以上のも
織機	4	原動機を用いるもの	15	原動機を用いるもの
コンクリートプラント	5-イ	建設用資材製造機械に限る 気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が ^g 0.45 m ³ 以上のも	16	すべてのもの
アスファルトプラント	5-ロ	建設用資材製造機械に限る 混練機の混練重量が ^g 200 kg以上のも	17	すべてのもの
ロール機	6	穀物用製粉機に限る 原動機の定格出力が ^g 7.5kw以上のも	34	破砕機及び摩擦器を除くすべてのもの

施設名又は作業名	騒音規制法(施行令第1条別表第1)		県条例(施行規則第9条別表第6)		
	項 番 号	対象・規模	項 番 号	対象・規模	
ドラムバーカー	7-イ	木材加工機械	18	すべてのもの	
チップパー	7-ロ		原動機の定格出力が [※] 2.25kw 以上のもの	19	すべてのもの
碎木機	7-ハ		すべてのもの	20	すべてのもの
帯のご盤	7-ニ		製材用のものは原動機の定格出力が [※] 15kw 以上のもの 木工用のものは原動機の定格出力が [※] 2.25kw 以上のもの	—	
丸のご盤	7-ホ		製材用のものは原動機の定格出力が [※] 15kw 以上のもの 木工用のものは原動機の定格出力が [※] 2.25kw 以上のもの	—	
動力のこぎり機	—			21	動力が [※] 0.75kw 以上のもの
かんな盤	7-ヘ		原動機の定格出力が [※] 2.25kw 以上のもの	22	動力が [※] 0.75kw 以上のもの
抄紙機	8		すべてのもの	23	すべてのもの
印刷機械	9	原動機を用いるもの	24	原動機を用いるもの	
合成樹脂用射出成型機	10	すべてのもの	25	すべてのもの	
鋳造型機	11	ジョルト式のものに限る	26	すべてのもの	
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—		27	出力が [※] 3.75kw 以上のもの	
工業用ミシン	—		28	同一建物に10台以上設置するもの	
ニューマチックハンマー	—		29	すべてのもの	
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	—	※5-イに含まれる	30	すべてのもの	
金属用打抜機	—		31	動力が [※] 2.25kw 以上のもの	
グラインダー	—		32	サンダーおよび切断機を含み工具用研磨機を除くすべてのもの	
工業用ミキサー	—		33	すべてのもの	
重油バーナー	—		35	重油使用量が時間あたり15リットル以上のもの	
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	—		36	すべてのもの	
スチームクリーナー	—		37	すべてのもの	
金属工作機械	—		38	同一建物内に5台以上設置するもの	
石材引割機	—		39	すべてのもの	
ドラム缶洗浄機	—		40	すべてのもの	
風力発電設備	—		41	出力が [※] 20kw 以上のもの	
板金又は製缶の作業	—		42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの	
鉄骨又は橋梁の組立作業	—		43	すべてのもの	
建設材料置場における運搬作業	—		44	動力を用いる機械を使用する作業に限る土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの	

2. 特定施設一覧表（振動）

施設名又は作業名	振動規制法(施行令第1条別表第1)		県条例(施行規則第9条別表第7)		
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	
液圧プレス	1-イ	矯正プレスを除くすべてのもの	1	金属加工機械	矯正プレスを除くすべてのもの
機械プレス	1-ロ	すべてのもの			すべてのもの
せん断機	1-ハ	原動機の定格出力が 1kw 以上のもの			原動機の定格出力が 1kw 以上のもの
鍛造機	1-ニ	すべてのもの			すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン	1-ホ	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のもの			原動機の定格出力が 37.5kw 以上のもの
打抜機	—				原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
製管機械	—				すべてのもの
圧延機械	—				原動機の定格出力が 22.5kw 以上のもの
圧縮機※空調機及び冷凍機用を除く	2	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	2	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	
破碎機、摩砕機、ふるい又は分級機	3	土石用又は鉱物用に限る 原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	3	土石用又は鉱物用に限る 原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	
織機	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	
コンクリートブロックマシン	5	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のもの	5	すべてのもの	
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のもの		すべてのもの	
コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のもの		すべてのもの	
ドラムバーカー	6-イ	すべてのもの	6	木材加工機械	すべてのもの
チップパー	6-ロ	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの			すべてのもの
印刷機械	7	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの	7	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	8	カレンダーロール機を除く 原動機の定格出力が 30kw 以上のもの	8	カレンダーロール機を除く 原動機の定格出力が 30kw 以上のもの	
合成樹脂用射出成形機	9	すべてのもの	9	すべてのもの	
鋳型造型機	10	ジョルト式のものに限る	10	ジョルト式のものに限る	